

仕 様 書

第1 件名

令和5年度 M I C E誘致促進に向けたサステナビリティに関する取組等調査業務委託

第2 契約期間

令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

第3 履行場所

本業務は、以下の場所で行うものとする。

- (1) 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の事務所内
（東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階）
- (2) 財団の指定する場所

第4 委託目的

国際的な誘致競争が激化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、M I C E誘致・開催を推進するためには、M I C E全般にわたるマーケティング戦略に基づいた施策を展開していくことが必要である。これについて、今後の国際的な交流の回復を見据えた戦略的な施策展開のため、M I C E誘致につながる環境配慮を始めとしたサステナビリティに関する取組み等、国内外の誘致活動の実態を把握するための調査及び分析を実施する。

第5 委託内容

(1) 事業計画

履行にあたっては、以下に沿って事業計画を策定し、財団の承認を得ること。また、受託者は業務の進捗状況について、随時財団に報告すること。

- ① 財団と定期的な打合せを行い（月2回程度及び必要に応じて随時）、書面による記録を作成し、打合せから5営業日以内に財団に提出し確認を受けること。
- ② 令和5年10月16日を目途に、下記（3）イ. 及びウ. の中間報告を取りまとめのうえ、財団に提出すること。
- ③ 令和6年3月1日を目途に、下記（3）イ. 及びウ. の最終報告案を取りまとめのうえ、財団に提出すること。
- ④ 調査・分析及び報告書作成には作業量及びスケジュールを踏まえた、十分な人員体制を敷くこと。

(2) 調査・分析方法の企画

- ① 第4項で掲げた目的を達成するために、最適となる調査・分析方法について企画すること。

- ② 調査・分析方法は、以下（３）に掲げる内容を中心に、必要とされる調査・分析方法について改善を加えること。

（３）東京都のM I C E誘致促進に向けた調査・分析

ア．方法及び内容

受託者は、イ．とウ．の取組について、国内外における活動実態を把握するため、調査及び分析を次の通りを行うこと。

- ① 調査については、M I C E誘致・開催目的で実施されるものに限る必要はないこと。
- ② 具体的な調査対象等は財団に協議し、了解を得ること。なお、調査を進める中で本業務委託目的の達成が困難と判断される際の対象都市及び対象団体の変更は可能とする。
- ③ 各調査については、デスクトップ調査に加え、ヒアリング調査も行うこと。ヒアリングについては、回答主体がどういう意図やニーズをもって発言したのか等、調査結果が具体的なものとなるように進めること。
- ④ それぞれの調査及びヒアリング対象等が重複することは可とする。
- ⑤ 分析については、M I C E誘致・開催目的で実施し、M・I・C・Eすべてについて検討すること。
- ⑥ 各調査結果や分析内容については、それぞれに関する有識者にヒアリングを行い、助言を受ける等、可能な限り実態に則した内容とすること。
- ⑦ 各取組に関する第三者認証制度などの評価制度や都市ランキングなどの統計制度の存在及び内容等について調査し、存在するものについて一覧化すること。

イ．サステナブルな取組に係る調査・分析

次の①～③における脱炭素化を始めとした環境配慮及び共生社会の実現に資するダイバーシティ&インクルージョンの考慮などのサステナブルな取組について調査し、東京都のM I C E誘致・開催に向けた施策への反映について分析すること。

- ① 国内３都市の取組に係る調査・分析
- ② 海外５都市の取組に係る調査・分析
- ③ ２つ以上の研究機関、企業等その他団体の取組に係る調査・分析
- ④ 財団及び東京都の既存の取組と①～③の分析結果を基に、東京でのM I C E誘致・開催が２０３０年カーボンハーフへ寄与するための方針及び取組について整理し、ロードマップとして示すこと。

ウ．その他の取組に係る調査・分析

- ① ユニークベニューの開催事例及び活用に係る調査・分析
(ア)、(イ)におけるユニークベニューの開催事例及び活用にかかる取組について調

査し、東京都のM I C E誘致・開催に向けた施策への反映について分析すること。

(ア) 国内2都市の取組に係る調査・分析

(イ) 海外3都市(3か国でも可)の取組に係る調査・分析

② 情報発信に関する取組に係る調査・分析

(ア)、(イ)における情報発信に関する取組やP R戦略に関する取組について調査し、東京都のM I C E誘致・開催に向けた施策への反映について分析すること。

(ア) 国内2都市の取組に係る調査・分析

(イ) 海外3都市(3か国でも可)の取組に係る調査・分析

③ 地域内連携等の取組に係る調査・分析

(ア)～(ウ)における地域住民参加等の地域への各種普及啓発に繋がる地域内連携の取組について調査し、東京都のM I C E誘致・開催に向けた施策への反映について分析すること。また、当該地域のみで実施されるものだけでなく、地域間等で実施されるものもあわせて調査及び分析すること。

(ア) 国内2都市の取組に係る調査・分析

(イ) 海外3都市(3か国でも可)の取組に係る調査・分析

(ウ) 2つ以上の研究機関、企業等その他団体の取組に係る調査・分析

④ 上記①～③以外の取組に係る調査・分析

メタバース、参加者の輸送及び人材育成に関する取組について調査し、東京都のM I C E誘致・開催に向けた施策への反映について分析すること。調査対象は、国内都市及び海外都市についてそれぞれ1つ以上の取組とする。

エ. 東京都M I C E連携推進協議会及び4部会での取組に係る調査の報告

東京都M I C E連携推進協議会及び4部会において、必要に応じてイ. とウ. に関する報告用資料作成を行うこと。

第6 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本事業の趣旨を十分に理解した上で、財団と詳細に協議を行い、財団の承認を受け、遅滞なく円滑に業務を遂行するものとする。

また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、財団と受託者が協議し、決定するものとする。

(2) 本委託に係る調査の実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。

(3) 本調査の委託者は財団であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。

- (4) 財団または東京都の調査であることを理由に、協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないよう十分に配慮すること。
- (5) 可能な限り、各調査対象者の協力を得るよう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、感情を害さないよう十分に配慮すること。
- (6) 本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受託者及び財団の間において、契約金額の変更、納入期限の延長のための協議を行う。この場合、受託者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受託者及び委託者の間で協議を踏まえ適切に対応する。

第7 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第8 守秘義務

受託者は、第9項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしはならない。この契約終了後も同様とする。

第9項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないように十分注意すること。

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 個人情報の保護

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

※「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。

- ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名/メールアドレスなど
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）を保有し

ている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (3) 本業務の遂行にあたり第9項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当業務における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第11 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章第3節第2款に規定する権利(以下「著作権者人格権」という。)を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、上記第9項により再委託された場合の再委託先又はこれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第12 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議

の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

第13 支払方法

契約代金の支払いについては、委託業務完了後、下記の書類の提出に基づき、財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書により委託料を一括で支払うものとする。

- (1) 委託完了届
- (2) 実施報告書（A4版、横書きカラー）製本版（くるみ表紙、無線とじ、背文字あり、奥付あり、頁番号あり）8部、電子データ3式
※背文字等の記載内容については、別途財団が指示する。
※使用する用紙及びインキは、別紙「東京都グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準1）」のとおり、印刷物に関する環境配慮仕様【水準1】を満たすものとする。
- (3) 実施報告書概要版3部、電子データ3式
（A3版カラー、図や表を用いて2枚程度に報告書の内容をまとめたもの）
※電子データは、Microsoft社製 Word・Excel・PowerPoint等により編集可能な形式及びPDFファイルとし、CD-R又はDVD-Rで納品する。また、収納ケース、CD-R等に、委託年度及び委託件名を付記すること。

第14 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第15 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議する。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 電話：03-5579-2684
